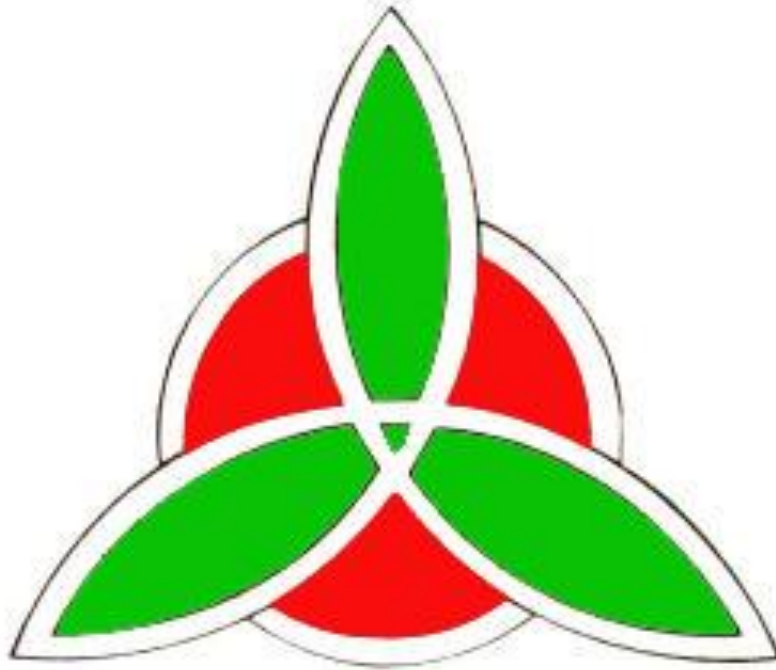


令和8年度沖縄県立大平特別支援学校 高等部 入学志願者募集要項



〒901-2113 沖縄県浦添市大平1丁目27番1号

TEL : 098-877-4941

FAX : 098-876-4148

ホームページ <http://www.ohira-sh.open.ed.jp/>

令和8年度沖縄県立大平特別支援学校 高等部入学志願者募集要項

1 方針

本校の高等部における入学者の選抜は、沖縄県立特別支援学校高等部入学者選抜検査実施要項に従い、高等学校(高等部)および中学校(中学部)教育の正常な充実を期し、障害の種類や程度に応じて、公正かつ妥当な方法で、本校における教育が必要な者を選抜するために、次の方針に基づいて実施する。

- (1) 選抜は、本校校長が学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第135条第5項において準用する第90条第1項から第3項の規定により行う。
- (2) 選抜は、入学志願者(以下「志願者」という。)が、募集定員を超過すると否とにかかわらず行う。
- (3) 知的の教育課程履修予定者に対して実施する県教育委員会の作成する県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題(以下、「学力検査」という。)では、中学校等における国語、社会、数学、理科、及び英語の5教科または県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題以外の学校作成問題(以下、「総合問題」という。)を志願者の教育課程に応じて、どちらか一方を実施する。
- (4) 志願者及び保護者に対し、面接を実施する。

2 一般入学

(1) 出願資格

学校教育法施行令第22条の3に規定する知的障害者で、次のアからウのいずれかに該当し、かつエを満たす者

ア 特別支援学校の中学部、中学校、義務教育学校の後期課程または中等教育学校の前期課程(以下「中学校等」という。)を募集年度の3月に卒業または修了(以下「卒業」という。)見込みの者

イ 中学校等を卒業した者(以下「過年度卒業者」という。)

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

エ 11月末日までに志願前相談を受けた者

オ 美咲特別支援学校及びはなさき支援学校区域で、公共交通機関等を利用した自力通学または保護者送迎が可能な者で、自主行動が可能な者

(2) 募集定員及び通学区域

ア 募集定員

学科	学級数	定員	備考
普通科	未定	未定	学級数は3月末、定員は12月に決定

イ 通学区域

(ア) 浦添市、宜野湾市(宜野湾市立宜野湾、嘉数及び真志喜中学校区域。宜野湾市立真志喜中学校区域にあつては宜野湾市立大謝名小学校区域に限る。)、那覇市(那覇市立松島、安岡、城北、石嶺中学校区域に限る。)

(イ) 特別支援学校を設置していない離島(P9別表第2(第2条関係)を参照)

(3) 出願期間

出 願 期 間	受 付 時 間	受 付 場 所
令和8年2月2日(月)	午前9時～午後4時まで	本校1階 生活訓練室
2月3日(火)	午前9時～午後4時まで	

※郵送の場合もこの期限までに必着のこと。

(4) 出願手続

ア 志願者は、沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則(平成22年3月31日教育委員会規則第3号。以下「通学区域の規則」という。)により定められた通学区域の1校、1学科に出願することができる。

(ア) 中頭学区のうち、美咲特別支援学校及びはなさき支援学校の区域については、当分の間通学区域の規則に関わらず他の区域の知的障害を対象とする特別支援学校に出

- 願できるものとする。ただし、出願できる人数については、別途調整することがある。
- イ 志願者は、次の書類を出身中学校長又は出身特別支援学校長（以下「出身中学校長等」という。）に提出しなければならない。
- (ア) 入学志願書（第1号様式）
- (イ) 住民票謄本（マイナンバーの掲載なし）
- ただし、次のa及びbの者のみとする。また、住民票謄本は出願の日前3か月以内に発行されたものとする。
- a 沖縄本島、古宇利島、瀬底島、平安座島、宮城島、伊計島及び浜比嘉島に在住する者で、通学区域が県全域ではない学科に出願するもの
- b 志願者が県外の中学校等出身者で、保護者が県内に在住し、通学区域が県全域ではない学科に出願するもの
- (ウ) 健康診断書（第8号様式）
- ただし、過年度卒業生のみとし、募集年度の1月以降に発行されたものとする。
- (エ) 身体障害者手帳もしくは療育手帳の写し（両方を所持している場合は両方の写し）
- ※出願時に「次の判定年月」を過ぎた手帳等は、出願書類として認められない。
- ※「次の判定年月」を過ぎた手帳、手帳未取得の場合は、県指定様式の各専門医の診断書（第11号様式）
- ※各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。
- (オ) 確約及び証明書（第5号様式）
- ただし、次のa又はbの者に限る。
- a 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第2条第1項ただし書きの規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者
- b 沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から該当各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者
- (カ) 写真票（第15号様式）
- 出願の日前6か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦4.5cm×横3.5cm程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入し、貼り付ける。
- ウ 出身中学校長等は、志願者に係る次の書類を本校校長へ出願期間内に一括して提出するものとする。
- (ア) 入学志願書（第1号様式）
- (イ) 調査書（通常の教育課程履修者用（第2号様式）または知的の教育課程履修者用（第2号—2様式））
- ※原則として、第2号様式を使用し、特に必要な場合に限って第2号—2様式を使用する。調査書の作成方法については、P9を参照。
- ※特別支援学級に在籍している生徒で、中学校の教育課程を実施し評価している場合は、第2号様式を作成する。
- ※県内特別支援学校中学部在籍者のうち、内部進学者（同一校内の中学部から高等部に出願を行う者に限る。）については個別の教育支援計画、個別の指導計画を調査書に替える。
- (ウ) 入学志願者名簿（第3号様式）
- (エ) 住民票謄本（マイナンバーの掲載なし。前記3の(4)のイの(イ)で提出のあった者に限る。）
- (オ) 健康診断書（第8号様式）（前記3の(4)のイの(ウ)で提出のあった者に限る。）
- (カ) 身体障害者手帳もしくは療育手帳の写し（両方を所持している場合は両方の写し）
- ※出願時に「次の判定年月」を過ぎた手帳等は、出願書類として認められない。
- ※「次の判定年月」を過ぎた手帳、手帳未取得の場合は、県指定様式の各専門医の診断書（第11号様式）
- ※各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。
- (キ) 確約及び証明書（第5号様式）（前記(4)のイの(ウ)の(オ)で提出のあった者に限る。）
- (ク) 写真票（第15号様式）
- エ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する志願者は、次の書類を本校校長に提出しなければならない。
- (ア) 入学志願書（第1号様式）
- (イ) 本校校長が必要と認めている書類
- オ 志願者が県外の特別支援学校中学部または中学校に在学している場合は、次の手続に

よる。

(ア) 県外からの入学手続のための許可願（第4号様式）を募集年度の1月20日までに教育長に、許可を受けなければならない。

(イ) 前記(ア)の許可願、入学志願書（第1号様式）のほか、本校校長が必要と認める書類を本校校長に提出しなければならない。

(5) 志願変更及び手続

ア 志願変更

(ア) 入学志願締切りの結果、志願者が定員を超えた場合、出身中学校長等及び本校校長が適当と認めた者は、志願の変更（以下「志願変更」という。）を行うことができる。

(イ) 志願変更の可能な人員は、志願者数が入学定員を下回らない範囲内とする。

(ウ) 志願変更希望者が、志願変更可能な人員を上回る場合は、公正な抽選によって志願変更を認めることができる。

イ 志願変更の日程

(ア) 志願変更申出期間は令和8年2月6日（金）及び2月9日（月）の2日間とする。

(イ) 入学志願書取り下げ及び再出願期間は令和8年2月16日（月）及び2月17日（火）の2日間とする。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)の受付時間は、午前9時から午後4時まで。

ウ 志願変更する者は、志願変更願（第6号様式）に必要な事項を記入し、出身中学校長等に提出すること。

エ 出身中学校長等は、前記ウの願い出が適当であると認める場合は、所定の期間内に志願先特別支援学校長に志願変更する者の志願変更願（第6号様式）を提出し、志願先特別支援学校長において志願変更を認められた者の入学志願書類の返却を受けるものとする。なお、郵送による志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。

オ 志願変更する者は、返却された入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、「3一般入学」の「(4)出願手続」に準じて入学志願書類を所定の期間内に志願変更先特別支援学校長に提出すること。

(6) 選抜の方法

ア 出身中学校等から提出された所定の出願書類、学力検査または総合問題の成績及び面接の結果を基にして選抜を行う。

(7) 学力検査等

ア 期日及び時間割

(ア) 県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査（学力検査）

月日 時限	第1日目 3月4日(水)	第2日目 3月5日(木)
第1時限 (10:00～10:50)	国 語	社 会
第2時限 (11:15～12:05)	理 科	数 学
(12:05～13:00)	昼 食 (55分)	
第3時限 (13:15～14:05)	英 語	面 接 (保護者同伴)

※第2日目の面接後に、入舎希望者は寄宿舍にて面接を実施する。

(イ) 学校作成問題（総合問題）

月日 時限	第1日目 3月4日(水)	第2日目 3月5日(木)
第1時限 (10:00～10:50)	総合問題	面 接 (保護者同伴)

※第2日目の面接後に、入舎希望者は寄宿舍にて面接を実施する。

イ 検査時間及び配点

(ア) 県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題を実施する教科の検査時間は、い

ずれも50分とし、配点は各60点とする。

(イ) 学校作成問題を実施する場合の検査時間は50分とし、配点は別に定める。

ウ 検査の場所

(ア) 原則として本校とする。

(イ) 通学区が広域にわたる特別支援学校への志願者又は特別に指定する地域からの志願者は、次の委託検査場又は出張検査場で受検することができるものとする。ただし、受検の許可について別途調整することがある。なお、委託検査場又は出張検査場で受検を希望する場合は、志願前相談までに必ず相談すること。

a 委託検査場

県立宮古特別支援学校

県立八重山特別支援学校

県立大平特別支援学校久米島高校分教室

その他県教育委員会が必要に応じて設置する委託検査場

b 出張検査場

県教育委員会が必要に応じて設置する出張検査場

(8) 所持品の取り扱い

ア 県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査で実施する場合

(ア) 受検者は、検査時間中、次のものを携行すること。

- ・HB以上の濃さの黒鉛筆（シャープペンシルも可。鉛筆は和歌や格言等が印刷されているものは不可。）
- ・プラスチック製の消しゴム
- ・定規（三角定規は可、ただし、分度器及び分度器機能付き定規、三角スケールは不可。）
- ・コンパス（分度器機能付きは不可。）

(イ) 受検者は、検査時間中、携行品以外に次のものを机の上に置くことができる。

- ・鉛筆キャップ
- ・鉛筆削り（電動式、大型のもの、ナイフ類は不可。）
- ・時計（ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるもの、キッチンタイマー、大型のものは不可。通信機能をもつウェアブル端末等も不可。）
- ・眼鏡、ハンカチ（無地のタオルを含む）、目薬、ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけを取り出したもの）

イ 学校作成問題（総合問題）で実施する場合

(ア) 受検者は、検査時間中、次のものを携行すること。

- ・HB以上の濃さの黒鉛筆（シャープペンシルも可。鉛筆は和歌や格言等が印刷されているものは不可。）
- ・プラスチック製の消しゴム
- ・定規（三角定規は可、ただし、分度器及び分度器機能付き定規、三角スケールは不可。）

(イ) 受検者は、検査時間中、携行品以外に次のものを机の上に置くことができる。

- ・鉛筆キャップ
- ・鉛筆削り（電動式、大型のもの、ナイフ類は不可。）
- ・時計（ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるもの、キッチンタイマー、大型のものは不可。通信機能をもつウェアブル端末等も不可。）
- ・眼鏡、ハンカチ（無地のタオルを含む）、目薬、ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけを取り出したもの）

(9) その他

ア プラスチック製の名札を準備すること。（縦5cm×横10cm）

イ 服装は制服とし、体育館シューズまたは上履きを持参すること。

名札〈例〉

受検番号
学 校 名
氏 名

(10) 合格発表及び通知

- ア 令和8年3月17日(火)午前9時に本校(久米島高校分教室は久米島高校)において発表(掲示)する。その発表後にホームページにも掲載する。
- イ 本校校長は、合格者に対し、その者が入学志願書を提出した中学校長等通じて合格したことを通知する。
- ウ 合格発表に際し、受検者本人の学力検査得点について、本校において(第2次募集の合格発表の日から換算して1ヶ月以内)個人情報の保護に関する法律第69条第1項による利用目的内の情報提供として提供(開示)ができる。

3 第2次募集

一般入学の合格者が募集定員に満たない場合において第2次募集を行う。

(1) 出願資格

出願できる者は、前記2(1)に該当する者で県立高等学校における学力検査を受検し合格しなかった者、または県立高等支援学校等における学力検査等を受検し合格しなかった者とする。

(2) 出願期間

出 願 期 間	受 付 時 間	受 付 場 所
令和8年3月18日(水)	午前9時～午後4時まで	本校1階 生活訓練室
令和8年3月19日(木)	午前9時～午後4時まで	

※郵送の場合もこの期限までに必着のこと。

(3) 出願手続

一般入学の学力検査を受検した者は次の手続きによる。

ア 志願者は、次の書類を出身中学校長等に提出しなければならない。

(ア) 第2次募集入学志願書(第9号様式)

(イ) 確約及び証明書(第5号様式)

ただし、次のa又はbの者のみにする。

a 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第2条第1項ただし書きの規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者

b 沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者

(ウ) 身体障害者手帳もしくは療育手帳の写し(両方を所持している場合は両方の写し)。

※出願時に「次の判定年月」を過ぎた手帳等は、出願書類として認められない。

※「次の判定年月」を過ぎた手帳、手帳未取得の場合は、県指定様式の各専門医の診断書(第11号様式)

※各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

イ 出身中学校長等は、志願者に係る次の書類を本校校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

(ア) 第2次募集入学志願書(第9号様式)

(イ) 調査書(一般入学で提出したものと内容は同じもの)

(ウ) 第2次募集志願者名簿(第10号様式)

(エ) 確約及び証明書(第5号様式)(前記3の(4)のイの(ウ)で提出のあった者に限る。)

(オ) 身体障害者手帳もしくは療育手帳の写し(両方を所持している場合は両方の写し)。

※出願時に「次の判定年月」を過ぎた手帳等は、出願書類として認められない。

※「次の判定年月」を過ぎた手帳、手帳未取得の場合は、県指定様式の各専門医の診断書(第11号様式)

※各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

ウ 本校校長は志願者が学力検査を受検した学校長に次の書類の写しの提供を求める。

(ア) 学力検査成績証明書(第14号様式)

(イ) 健康診断書(一般入学で提出のあった者に限る。)

(ウ) 写真票(第15号様式) ※一般入試で高等学校を受検した場合は、高等学校の様式をそのまま使用してよい。

(4) 志願変更及び手続

ア 志願者は、入学志願締切りの後、志願の変更（以下「2次志願変更」という。）することができる。

イ 志願変更の日程

(ア) 志願者数及び志願倍率については、県教育庁県立学校教育課において令和8年3月19日（木）に発表し、入学志願変更後受付状況については令和8年3月24日（月）に発表する。

(イ) 入学志願書取り下げ及び再出願期間は令和8年3月23日（月）とする。

(ウ) 前記(イ)の受付時間は午前9時から午後4時までとする。

ウ 2次志願変更する者は、第2次募集志願変更願（第12号様式）に必要な事項を記入し、出身中学校長等に提出すること。

エ 出身中学校長等は、所定の期間内に本校校長に第2次募集志願変更願を提出し、入学志願書類の返却を受けるものとする。

なお、郵送による2次志願変更の受付及び入学志願書の返却は、原則として行わない。

オ 2次志願変更をする者は、返却された第2次募集入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、「4第2次募集」の「(3)出願手続」に準じて入学志願書類を所定の期間内に志願変更先高等学校長、高等支援学校長及び特別支援学校長に提出すること。ただし、第2志望の変更については、本校校長に第2次募集志願変更願（第12号様式）を申し出るだけでよい。

(5) 選抜の方法

選抜は、学力検査成績証明書（第14号様式）、調査書（第2号様式）、面接の結果等を資料として行う。

(6) 検査日

令和8年3月25日（水）午後 ※詳細については出願時に通知する。

(7) 合格発表及び通知

ア 令和8年3月27日（金）午前9時に本校（久米島高校分教室は久米島高校）において発表（掲示）する。その発表後にホームページにも掲載する。

イ 本校校長は、合格者に対し、その者が入学志願書を提出した中学校長等通じて合格したことを通知する。

4 追検査

インフルエンザなど学校保健安全法で出席停止の扱いが定められている感染症、急な入院等やむを得ない事由により、学力検査の全部又は一部を受けることができなかった者は、追検査を受検することができる。

(1) 検査の場所は本校とする。

(2) 申し出等の日程および手続き

ア 申し出期間は、令和8年3月4日（水）及び3月5日（木）の2日間とする。

イ 受付時間は、令和8年3月4日（水）午前9時から午後4時、令和8年3月5日（木）午前9時から正午までとする。

ウ 追検査の対象に該当し、受検を希望する者は、申し出期間内に出身中学校を通じて、「追検査受検希望届」（追検査第1号様式（特支高））に本検査を受検できなかったことを証明する書類を添えて、本校へ提出すること。

(3) 検査の期日等

令和8年3月9日（月）

ア 県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査（学力検査）

時限 \ 月日	令和8年3月9日（月）
第1時限 (9:00～9:50)	国 語
第2時限 (10:05～10:55)	理 科
第3時限 (11:10～12:00)	英 語
(12:00～12:45)	昼 食
第4時限 (14:05～14:55)	社 会
第5時限 (14:05～14:55)	数 学
(15:05～)	面 接 (保護者同伴)

※昼食時間は12:00～12:45とする。

※面接後に、入舎希望者は寄宿舍にて面接を実施する。

イ 学校作成問題（総合問題）

時限 \ 月日	令和8年3月9日（月）
第1時限 (9:00～9:50)	総合問題
(10:05～)	面 接 (保護者同伴)

※面接後に、入舎希望者は寄宿舍にて面接を実施する。

(4) 所持品の取扱い

「3 一般入学」の「(8) 所持品の取扱い」に同じ

(5) その他

「3 一般入学」の「(9) その他」に同じ

(6) 合格発表

「3 一般入学」の「(10) 合格発表」に同じ

5 入学手続

(1) 一般入学合格者

ア 合格者の中学校の校長は、指導要録の写し(A4)、学校保健安全法施行規則第8条第1項に規定する生徒の健康診断票及び歯の検査票、キャリアパスポート、個別の教育支援計画を令和8年3月20日（金）午後4時までに本校校長に提出する。

イ 新入生オリエンテーションに保護者同伴で参加する。

令和8年3月27日（金）午前10時～

(2) 2次募集合格者

ア 合格者の中学校の校長は、指導要録の写し(A4)、学校保健安全法施行規則第8条第1項に規定する生徒の健康診断票及び歯の検査票、キャリアパスポート、個別の教育支援計画を令和7年3月31日（月）までに本校校長に提出する。

イ 新入生オリエンテーションに保護者同伴で参加する。

令和8年3月27日（金）午前10時～

6 帰国子女等の入学者選抜に係る取扱い

- (1) 帰国子女等については、入学定員の枠、通学区域等について弾力的に取扱い、選抜の方法、学力検査等についても可能な限り配慮するものとする。
- (2) 志願者のうち、帰国子女等について、県立特別支援学校受検への配慮を必要とするものは、「学力検査等に際しての配慮願い書」（参考様式2）を中学校長等を経て志願先特別支援学校長に提出することができる。
- (3) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類等を基に審査の上、配慮することができる。

7 不登校生徒等の入学者選抜に係る取扱い

- (1) 志願者のうち、欠席又は出席扱いが多い等の理由を説明する必要があると認められるものは、自己申告書（第13号様式）を中学校長等を経て志願先特別支援学校長に提出することができる。自己申告書（第13号様式）の記入は、志願者及び保護者の直筆とする。提出にあたっては、厳封してもよい。その際、封筒の表に、中学校等名、本人氏名を記入すること。
- (2) 志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜資料に加えることができる。

8 学力検査等に際して配慮が必要な生徒の入学者選抜に係る取扱い

- (1) 県立特別支援学校受検の配慮については、「学力検査等に際しての配慮願い書」（第16号様式）に必要事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書等を添えて中学校長等を経て志願先特別支援学校長に提出することができる。手続きの詳細については、別に定める。
- (2) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類を基に審査の上、配慮することができる。

9 調査書の作成方法

(1) 第2号様式

ア 「受検番号」の欄は中学校等においては記入しない。

イ ※印の欄は志願変更する場合のみ記入する。

ウ 記入事項のない欄には斜線を引く。

エ 「① 各教科の学習の記録」の欄は次のように記入する。

(ア) 「観点別学習状況」の欄は1年～3年の各学年について十分満足できると判断されるものを○で記入し、○に該当しないところは空欄にする。

(イ) 「評定」の欄は、絶対評価による5段階の目標に準拠した評価で記入する。

(ウ) 「総合的な学習の時間の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。

オ 「② 特別活動の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。

カ 「③ 行動の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。

キ 「④ 総合所見」の欄は指導要録に基づいて記入する。なお、特技、資格（例 英語検定、珠算、書道、柔剣道等の級、段位を具体的に記入する。）についても、この欄に記入する。

ク 「⑤ 出欠の記録」の欄は次のように記入する。

(ア) 1年及び2年は指導要録に記入されたものを転記する。

(イ) 3年は令和7年12月28日現在で記入する。

(ウ) 出席日数の欄は、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の学校復帰のために適切であると校長が認めた場合には、その日数を出席扱いとして出席日数に加えるとともに、() 内に内数として記入する。

(エ) 備考欄は、欠席の正当な理由のあるものについて、その数値を記入し、その数が10日以上の場合は、理由もあわせて特記する。（ただし、病欠については回数のみ）また、前記ウで相談・指導を受けた適応指導教室等の施設名を記入する。

ケ 「⑥ 健康所見」の欄は健康診断票の該当欄の最も新しい記載事項を転記する。高等学校の就学に支障があると思われる疾病又は異常のある者については、令和7年4月

以降に診断した結果を記入し、健康診断書を添付する。

過年度卒業者については記入を要しない。ただし、令和8年1月以降に行った健康診断書（第8号様式）を添付する。（病院、診療所又は保健所が発行したもの。）

コ 令和5年度以前に卒業した者の調査書については、指定された様式で作成すること。

【参考】沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則 別表第2（第2条関係）

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（本部町立水納中学校区域に限る。）、うるま市（うるま市立津堅中学校区域に限る。）、南城市（南城市立久高中学校区域に限る。）、久米島町、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町